　定款の記載例

*（会社によっては，不要な事項がありますので，会社の実情に合わせて作成してください。）*

○○商事株式会社定款

**第１章** **総　則**

（商号）

第１条　当会社は，○○商事株式会社と称する。

*（注）商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので，*

*定款の認証を受ける前に，本店を管轄する登記所でそのような会社の有無を必ず確認してくだ*

*さい。調査は，無料でできます。*

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１　○○の製造販売

２　○○の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を○県○市に置く。

*（注）定款に定める本店所在場所は最小行政区画まででも構いません。ただし，その場合には，発起*

*人の過半数により，「○丁目○番○号」まで含んだ本店の所在場所を決定しなければなりません。*

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

**第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行する株式の総数は，○○○株とする。

（株式の譲渡制限）

第６条　当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

　第７条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ　　　とを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載　　　され，若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の　　　書式による請求書に署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。

　２　前項の規定にかかわらず，利害関係人の利益を害するおそれがないものとして　　　法務省令に定める場合には，株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に　　　記載又は記録することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第８条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会

　　社所定の書式による請求書に記名押印し，これを提出しなければならない。その

　　登録又は表示の抹消についても，同様とする。

（手数料）

第９条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなけ

ればならない。

　（基準日）

　第10条　当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する

　　株主（以下，「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株

　　主総会において権利行使すべき株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害

　　しない場合には，当会社は，基準日後に，募集株式の発行，合併，株式交換又は

　　吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会におい

　　て権利を行使することができる株主と定めることができる。

　２　前項のほか，株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要が

　　あるときは，取締役の決定により，臨時に基準日を定めることができる。ただ

　　し，この場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

　 （株主の住所等の届出）

第11条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者

　　は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なけれ

　　ばならない。届出事項に変更が生じた場合における，その事項についても同様と

　　する。

　（募集株式の発行）

　第12条　募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

**第３章** **株主総会**

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は，事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，

臨時総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。

　２　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，株主に対して招集通知を

　　発するものとする。

（議長）

第14条　株主総会の議長は，社長がこれにあたる。社長に事故があるときは，あ

　 らかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第15条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合のほか，出席

　　した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

　２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主

　　の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３

　　分の２以上に当たる多数をもって行う。

　（議決権の代理行使）

　第16条　株主又はその法定代理人は，当会社の議決権を有する株主又は親族を代

　　理人として，議決権を行使することができる。ただし，この場合には，総会ごと

　　に代理権を証する書面を提出しなければならない。

**第４章** **取締役**

　（取締役の員数）

第17条　当会社の取締役は２名以内とする。

　 （取締役の選任）

第18条　当会社の取締役は，株主総会において議決権を行使することができる株

　　主の議決権の数の３分の１以上の議決権を有する株主が出席し，その議決権の過

　　半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条　取締役の任期はその選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最

　　終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役は，他の取締役の任期の残存期間と同一

　　とする。

（報酬及び退職慰労金）

第20条　取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

**第５章** **計　算**

（事業年度）

第21条　当会社の事業年度は年１期とし，毎年４月１日から翌年３月３１日まで

　 とする。

（剰余金の配当）

第22条　剰余金は，毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は

　　質権者に配当する。

　　（配当金の除斥期間）

第23条　当会社が，株主に対して剰余金の支払の提供をしてから満３年を経過

　　したときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

**第６章** **附　則**

（設立に際して出資される財産の価額）

第24条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は，金○万円とする。

（最初の事業年度）

第25条　当会社の第１期の事業年度は，当会社成立の日から平成○年３月３１日

までとする。

（発起人）

第26条　発起人の氏名，住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は，次

のとおりである。

　　　　　○県○市○町○丁目○番○号　○　○　○　○

普通株式　　○○株

　　　　　　　　　　　　　 ○県○市○町○丁目○番○号　○　○　○　○

普通株式　　○○株

*（注）発起人の引受株式数の記載が定款にあるときは，会社法第３２条第１項第１号の事項に係る*

*発起人の同意書を申請書に添付する必要はありません。この場合，申請書には，「○○は定款の*

*記載を援用する。」と記載してください。*

　以上，○○商事株式会社の設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名

　押印する。

平成○年○月○日

　　　　　　　　　　発起人　○　○　○　○ 印

発起人　○　○　○　○ 印

*（注）公証人の認証を受けてください。*

*（参考）* *定款の記載事項*

*絶対的記載事項* *（必ず記載しなければならない事項）*

*（１）目的*

*（２）商号*

*（３）本店の所在地*

*（４）設立に際して出資される財産の価額又はその最低額*

*（５）発起人の氏名又は名称及び住所*

*相対的記載事項* *（定款に記載しなくても定款そのものの効力には影響がありませんが，会社にと　　　って効力を持たせようとするには必ず定款に記載しなければならない事項）*

*（例）*

*（１）現物出資をする者の氏名又は名称，出資の目的たる財産及びその価額並びに*その者*に　　　　　　　対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数*

*（２）会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又　　　　　　　は名称*

*（３）株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名　　　　　　　又は名称*

*（４）株式会社の負担する設立に関する費用*

*任意的記載事項　（定款には，公序良俗又は会社の本質に反しない限り，いかなる事項も定めるこ　　　とができます。）*